

民法（債権関係）改正法の施行期日について

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行期日は、

平成32年（2020年）4月1日

になりました。

民法（債権関係）改正法は、121年ぶりに、債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものです。

この改正は、上記のとおり、基本的に、一括して**平成32年（2020年）4月1日が施行日**となっています。法務省としては、この間に、十分な周知活動を行って行くことを予定しています。

なお、施行日には**次の二つの例外**があります。

① 定型約款について

定型約款に関しては、施行日前に締結された契約にも、改正後の民法が適用されますが、**施行日前（平成32年（2020年）3月31日まで）に反対の意思表示をすれば、改正後の民法は適用されないこととなります。**この**反対の意思表示に関する規定は平成30年（2018年）4月1日から施行**されます。なお、この反対の意思表示に関する詳細は、別途、ホームページ上の「定型約款に関する規定の適用に対する「反対の意思表示」について」をご覧ください。

② 公証人による保証意思の確認手続について

事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約は一定の例外がある場合を除き、事前に公正証書が作成されていなければ無効となりますが、施行日から円滑に保証契約の締結をすることができるよう、**施行日前から公正証書の作成を可能**とすることとされています。この規定は**平成32年（2020年）3月1日から施行**されます。

※ 定型約款や保証を含め、改正内容の概要については、ホームページ上の「主な改正事項」又は「重要な実質改正事項」をご覧ください。